

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月31日

【計算期間】 第6期中(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

【ファンド名】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
SBI - ピクテ アジア・ハイテクベンチャー・ファンド  
(UBS Universal Trust (Cayman) -  
SBI - PICTET Asia Hi - Tech Venture Fund)

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー  
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・  
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309  
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY  
1 - 1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達理  
同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 宮本康平  
同 工藤和樹  
同 松永大空  
同 永倉菜々美

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

## 1【ファンドの運用状況】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が管理するUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - SBI - ピクテ アジア・ハイテクベンチャー・ファンド(UBS Universal Trust (Cayman) - SBI - PICTET Asia Hi - Tech Venture Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は次のとおりです。

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年1月末日現在)

資産の種類		時価合計(千円)	投資比率(%)
株式	上場株式(日本)	641,737	41.5
	未公開株式 (日本を含むアジア)	136,154	8.8
	上場株式 (日本を除くアジア)	690,011	44.6
	小計	1,467,902	94.9
現預金・その他の資産(負債控除後)		79,449	5.1
合計 (純資産総額)		1,547,352	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年2月1日から2026年1月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円(千円)	円
2025年2月末日	1,724,027	10,844
3月末日	1,612,882	10,663
4月末日	1,562,138	10,392
5月末日	1,649,366	11,153
6月末日	1,680,508	11,668
7月末日	1,649,369	12,058
8月末日	1,582,004	12,034
9月末日	1,606,854	12,691
10月末日	1,665,319	13,830
11月末日	1,569,350	13,742
12月末日	1,573,417	14,076
2026年1月末日	1,547,352	14,322

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

## 【分配の推移】

該当事項ありません。

## 【収益率の推移】

2025年2月1日から2026年1月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)
2025年2月1日～2026年1月末日	17.0

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 2026年1月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2025年1月末日の1口当たりの純資産価格

## 2【販売及び買戻しの実績】

2025年2月1日から2026年1月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2026年1月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2025年2月1日～	0	81,168	108,042
2026年1月末日	(0)	(81,168)	(108,042)

(注) ( )の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

### 3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。

## ( 1 ) 【資産及び負債の状況】

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財政状態計算書

2025年12月31日

( 日本円で表示 )

資産	2025年12月31日	2025年 6 月30日
純損益を通じて公正価値で測定された金融資産 ( 注記2.2、5、6 )	¥ 1,458,152,572	¥ 1,618,687,465
現金および現金同等物 ( 注記2.1 )	83,248,447	84,824,046
以下に対する未収金 :		
配当金	2,063,862	3,008,991
その他の資産	2,415,125	-
資産合計	1,545,880,006	1,706,520,502
<b>負債</b>		
当座貸越 ( 注記2.1 )	-	4,280,242
以下に対する債務 :		
投資運用会社報酬 ( 注記8.2E )	5,679,356	2,796,011
販売報酬 ( 注記8.1C )	2,415,028	2,396,574
保管会社報酬 ( 注記8.1B )	1,926,805	1,933,998
管理事務代行報酬 ( 注記8.1A )	1,445,139	1,193,720
買い戻された受益証券 ( 注記2.8、2.10、3 )	1,386,900	5,667,370
印刷費用	1,226,838	497,298
専門家報酬 ( 注記8.1E )	1,052,044	518,085
報酬代行会社報酬 ( 注記8.2B )	777,968	811,750
登録事務代行報酬 ( 注記8.1D )	420,178	326,612
代行協会員報酬 ( 注記8.2D )	40,249	-
購入済受益証券 ( 注記2.4 )	-	1,147
その他の負債	664,783	713,988
債務 ( 株主資本を除く )	17,035,288	21,136,795
株主資本 ( 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産 )	¥ 1,528,844,718	¥ 1,685,383,707

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の不可欠な一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

利益	2025年12月31日を 末日とする6カ月間	2024年12月31日を 末日とする6カ月間
FVTPL <sup>(1)</sup> で測定した金融商品からの純利益 / (損失)		
受取配当金 (注記2.11)	¥ 14,042,552	¥ 20,480,962
受取利息	148,161	141,437
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて 公正価値で測定する実現純益 (注記2.11、7)	179,305,263	131,735,020
金融資産および負債につき、純損益を通じて 公正価値で測定した未実現評価損益の変動額 (注記2.11、7)	78,918,440	(421,477,087)
外貨建取引による実現純益 (注記2.6)	8,343,869	74,736,326
外貨建取引による未実現純益の変動 (注記2.6)	70,311	944,209
利益 / (損失) 合計	280,828,596	(193,439,133)
<b>費用</b>		
投資運用会社報酬 (注記8.2E)	5,679,354	10,566,331
販売報酬 (注記8.1C)	4,868,025	9,056,858
管理事務代行報酬 (注記8.1A)	3,602,597	3,392,474
保管会社報酬 (注記8.1B)	2,857,394	3,137,490
専門家報酬 (注記8.1E)	2,736,070	4,626,645
報酬代行会社報酬 (注記8.2B)	1,622,677	3,018,956
印刷費用	729,540	739,680
登録事務代行報酬 (注記8.1D)	614,844	585,566
取引手数料 (注記2.13)	441,464	566,292
代行協会員報酬 (注記8.2D)	81,140	150,947
登録費用	-	237,231
設立費用	-	306,063
その他費用	2,215,380	10,517,564
費用合計	25,448,485	46,902,097
<b>財務費用控除前営業利益 / (損失)</b>	255,380,111	(240,341,230)
<b>財務費用</b>		
支払利息	(304)	(5,111)
<b>配当後税引前利益 / (損失)</b>	255,379,807	(240,346,341)
源泉徴収税費用 (注記2.12)	(1,594,428)	(3,060,157)
<b>包括利益 / (損失) 合計 (解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産に対する、運用による増加 / (減少) 額)</b>	¥ 253,785,379	¥ (243,406,498)

(1) これは、純損益を通じて公正価値で測定した金融商品 (「FVTPL」) からの純損益に関連しており、これには、純損益を通じて公正価値で測定した金融資産および金融負債の実現および未実現損益、利息収入および配当収入が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の不可欠な一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

2024年6月30日現在	¥	3,426,744,851
受益証券の買戻(注記2.8、3)		(1,554,996,756)
包括(損失)合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産に対する、運用による(減少)額)		(186,364,388)
2025年6月30日現在	¥	1,685,383,707
受益証券の買戻(注記2.8、3)		(410,324,368)
包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産に対する、運用による増加額)		253,785,379
2025年12月31日現在	¥	1,528,844,718

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の不可欠な一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

	2025年12月31日を 末日とする6カ月間	2024年12月31日を 末日とする6カ月間
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
包括利益 / (損失) 合計 (解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産に対する、運用による増加 / (減少) 額)	¥ 253,785,379	¥ (243,406,498)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産に対する、運用による増加額) と営業活動による 現金とを一致させるための調整：		
上場証券および非上場プライベートエクイティ証券への 投資の購入	(397,138,959)	(383,490,835)
上場株式の売却による収益	815,897,555	1,319,871,455
先渡契約の決済による純 (支払)	-	(45,015)
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて 公正価値で測定する実現純益	(179,305,263)	(131,735,020)
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて 公正価値で測定する未実現 (増加) / 減少の変動	(78,918,440)	421,477,087
売却済み証券に対する未収金 (増加)	-	(30,102,744)
未収配当金の減少	945,129	2,594,115
その他の資産 (増加)	(2,415,125)	(789,754)
当座貸越の増 (減)	(4,280,242)	88,881,051
購入済み証券に対する未払金の (減少)	(1,147)	(1,023)
その他の未払金の増加 / (減少) <sup>(1)</sup>	4,509,557	(5,031,584)
その他の負債の増 (減)	(49,205)	7,264,188
<b>営業活動にて生じた正味現金</b>	<b>413,029,239</b>	<b>1,045,485,423</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
買戻し受益証券、買戻し受益証券の未収金の変動控除後	(414,604,838)	(937,968,261)
<b>財務活動により (使用した) 正味現金</b>	<b>(414,604,838)</b>	<b>(937,968,261)</b>
現金および現金同等物の純 (減少) / 増加額	(1,575,599)	107,517,162
期首における現金および現金同等物の残高 (注記2.1)	84,824,046	139,154,368
<b>期末における現金および現金同等物の残高 (注記2.1)</b>	<b>¥ 83,248,447</b>	<b>¥ 246,671,530</b>
<b>営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報</b>		
受取利息	¥ 148,161	¥ 141,437
受取配当金	¥ 14,987,681	¥ 23,075,077
源泉徴収税	¥ (1,594,428)	¥ (3,060,157)

(1) 財政状態計算書で開示した通り、その他の未払い債務には、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、保管会社報酬、管理事務代行報酬、登録事務代行報酬、印刷費用、および代行協会員報酬が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の不可欠な一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

## 1. 組織

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド (以下「シリーズ・トラスト」という) は、ケイマン諸島の信託法に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト (ケイマン) (以下「トラスト」という) のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2020年3月5日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」という) により運用されている。本シリーズ・トラストは、2020年7月29日に運用を開始し、目論見書の「シリーズ・トラストの終了」と題されたセクションに記載されている規定に従って最終買戻日の前に終了されない限り、実務上可能な直近の買戻日である最終買戻日まで存続するものとする：ある評価日における純資産価額 (「純資産価額」とは、全資産から、蓄積した報酬および費用を含む負債を差し引いた額である) が円クラス受益証券の純資産価額が1億円またはこれを下回った場合、およびかかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合、または受託会社および管理会社がすべての受益証券につき強制的に償還すべきだと合意した場合 (これには、受託会社と管理会社が、初回の期間終了日から5年後以降、理由の如何を問わず全受益証券の強制償還に合意した場合が含まれるが、これに限られない。これらを「強制買戻事由」という)。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法 (改訂) に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法 (改訂) に基づき登録された。

受託会社 (および本シリーズ・トラスト) の登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ (One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands) に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド (以下「管理会社」という) である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー (以下、それぞれ「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という) である。

2024年6月28日より、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (以下「ユービーエス・エイ・ジー」という) は、報酬代行会社 (以下、「報酬代行会社」という) の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス・インターナショナルが、報酬代行会社の役割を負っていた。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

2024年6月28日より、UBS証券株式会社は、代行協会員(以下「代行協会員」という)の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス証券株式会社が代行協会員の役割を負っていた。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、SBIアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という)である。

本シリーズ・トラストの副投資運用会社は、Pictetアセットマネジメント株式会社(以下「副投資運用会社」という)である。

管理会社は、SBI証券株式会社に対し、日本における販売会社(以下「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストは日本円建て(「円」、「JPY」、「¥」)で表示され、証券は円で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、主に日本およびアジアの上場、未公開株式への投資に由来する、円換算での中長期的なキャピタル・ゲインの恩恵を求めることにある。

本シリーズ・トラストには、以下のコア投資/サテライト投資のテーマがある。

### 1) コアテーマ - 革新的なテクノロジーとサービス

本シリーズ・トラストは、幅広い業界での厳格な調査プロセスを用いて、革新的な技術とサービスの創出を基軸に業界をリードして行くことが期待される企業の株式への選択的投資を通じて、元本の成長を達成することを目指している(「革新的な技術とサービス」)。

対象となる業界には、以下の投資分野の企業が含まれるが、これらに限られない。フィンテック、AI(人工知能)およびブロックチェーン。主な投資分野には、IoT(モノのインターネット)やロボット工学などの「インダストリー4.0」、5Gや「ソサエティ5.0」を促進するハイテク産業があり、ここにはヘルスケア(医療や介護)、インフラストラクチャ(交通とエネルギー)、食品と農業などの幅広い産業をカバーする革新的な技術とサービス)が含まれる。

### 2) サテライトテーマ - メガトレンド

本シリーズ・トラストは、革新的な技術とサービスをテーマに、人口動態、ライフスタイル、規制および/または環境などの経済的および社会的要因の経年変化(「メガトレンド」)に起因するグローバルな長期市場テーマの恩恵を受ける可能性のある企業の株式および株式関連証券への選択的投資を通じて元本の成長を達成することも目指している。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

日本を除くアジアの上場株式部分は、メガトレンドが交差する領域のテーマに焦点を当てている。こうしたテーマの中で戦略的に活動している企業は、経済全体よりも長期的に優れた成長を体現することが期待されている。

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、様々な部分に分けられる(「全資産ポートフォリオ」と総称する)。

## ( ) プライベートエクイティ部分

本シリーズ・トラストの資産の一部は、日本およびアジアのプライベートエクイティ(以下「プライベートエクイティ部分」という)に投資される。

## ( ) パブリックエクイティ部分

本シリーズ・トラストの資産の一部は、日本およびアジアのパブリックエクイティ(以下「パブリックエクイティ部分」という)に投資される。パブリックエクイティ部分はさらに以下のように分けられる。

a. 日本の株式市場に上場されている株式(「日本株式」)である上場日本株式(以下「日本の上場株式部分」という)。および、

b. アジア(ただし日本を除く)の上場株式(以下「日本を除くアジアの上場株式部分」という)は、以下の株式(「日本を除くアジアの株式」)である：

- . 日本を除くアジアの株式市場に上場している株式。および、
- . 以下を含む株式関連証券(但し、これに限定されない)。

1. 上場投資信託(「ETF」)、上場有価証券(「ETN」)、またはワラント発行者(「ワラント」)が発行する商品であって、日本を除くアジア諸国の株価指数および/または日本を除くアジアの株式市場に上場している株式を指すが、いずれの場合もレバレッジは提供されない。

2. 日本を除くアジアの株式市場に上場されている株式を担保にしている以下の預託証券。

- a. アメリカの米国預託証券(「ADR」)
- b. 欧州預託証券(「EDR」)
- c. グローバル預託証券(「GDR」)、および、

3. 日本を除くアジア諸国の不動産資産に投資する不動産投資信託(「REIT」)が発行する上場商品。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

## ( ) 現金部分

本シリーズ・トラストの資産の一部は、現金および現金同等物の投資に投資される(「現金部分」)。これには、JPYおよび非JPYの現金預金、マネーマーケットファンド、マネーマーケット商品(コマーシャルペーパー、譲渡性預金、短期国債が含まれるが、これらに限定されない)が含まれる。疑義のないように記すと、保管会社のスイープピークルで翌日物のキャッシュ残高を保持する場合がある。

## ( ) デリバティブのヘッジ

円クラス受益証券に帰属し、非円建ての本シリーズ・トラストの資産の全部または一部は、投資運用会社および副投資運用会社の独自の裁量により、ヘッジデリバティブの開始により円にヘッジされる場合がある。

投資運用会社は、資産ポートフォリオ全体を管理する投資一任運用権限を持って任命されている。投資運用会社は、日本を除くアジアの上場株式部分と、それに対応する現金部分およびヘッジデリバティブの一部を管理する、投資一任運用権限を持つ副投資運用会社を任命した。

投資運用会社は、プライベートエクイティ部分、日本の上場株式部分、および日本を除くアジアの上場株式部分における資産配分を管理および決定する。

財務諸表上の比較情報の一部の数値は、当年度の表示と合致するように調整されている。

本財務諸表の発行は、受託会社により2026年2月16日付で承認された。

**2. 重要性のある会計方針の概要**

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された基本的会計方針を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの会計方針は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、IFRS会計基準以下「IFRS」という)に準拠して作成されている。IFRS会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計方針に対する適用において各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS会計基準第10号、IFRS会計基準第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下「改訂」という))を適用したものである。経営陣は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論付けた。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

## 金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS会計基準第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして次の3主要種類が挙げられている。償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合 (FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合 (FVOCI)。IFRS 会計基準第9号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- ) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- ) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ (SPPI) で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

- ) 契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ (SPPI) で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- ) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- ) 当初の認識で資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時にFVTPLで測定する金融資産として取り消し不能な形で指定されている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額または時期を変更させる可能性のある偶発事象
- レバレッジ特性

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

- 期限前償還、および契約期間条項
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例:ノン・リコース条項)、および
- 貨幣の時間価値の対価を変更する条項(例:定期的な金利更改)

本シリーズ・トラストでは、次の2つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する。

- **回収目的保有ビジネスモデル**:これには、現金および現金同等物、未収配当金、ならびにその他の資産が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- **その他のビジネスモデル**:これには、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理され、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する。

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が、契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債または予想キャッシュ・アウト・フローまたは資産の売却を通じて実現されるキャッシュ・フローのデュレーションとの合致に注力するかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- ビジネスモデル(およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産)の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系:例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- 過去の期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド**  
**財務諸表に対する注記(続き)**  
**2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**  
(日本円で表示)

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で測定する金融負債には、当座貸越、購入した証券に対する未払金、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、保管会社報酬、管理事務代行報酬、登録費用、登録事務代行報酬、印刷費用および代行協会員報酬が含まれる。

### **金融資産の減損**

この「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券への投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- 大部分の金融資産はFVTPLで認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されない。および、
- 償却原価で測定される金融資産は、短期(満期が12カ月未満)であり、信用力が高く、および/または担保率が高い。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

**新たな基準、改訂および解釈が公表されたものの、それらは2025年12月31日を末日とする6カ月間に発効していない。**

2025年7月1日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

### **2.1 現金および現金同等物**

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物とみなす。当座貸越は、財政状態計算書の負債の項目に表示される。

2025年12月31日および2025年6月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り：

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

	2025年12月31日	公正価値
現金	¥ 19,745	¥ 4,650,310
定期預金	83,228,702	80,173,736
財政状態計算書上の現金および現金同等物	<u>¥ 83,248,447</u>	<u>¥ 84,824,046</u>

## 2.2 金融資産および負債

## (A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する：

純損益を通じて公正価値で測定された金融資産

- ・FVTPLでの測定必須：上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券への投資

純損益を通じて公正価値で測定された金融資産は、以下により構成される：

	2025年12月31日 - 公正価値	2025年12月31日 - 取得原価
非上場プライベートエクイティ証券への投資	136,153,700円	253,029,000円
上場証券への投資	1,321,998,872	937,410,583
	<u>1,458,152,572円</u>	<u>1,190,439,583円</u>
	2025年6月30日 - 公正価値	2025年6月30日 - 取得原価
非上場プライベートエクイティ証券への投資	¥ 163,866,400	¥ 253,029,000
上場証券への投資	1,454,821,065	1,176,863,916
	<u>¥ 1,618,687,465</u>	<u>¥ 1,429,892,916</u>

償却原価で測定される金融資産：

- ・現金および現金同等物、未収配当金ならびにその他資産。

償却原価で測定される金融負債：

- ・その他負債：当座貸越、および購入した証券、買戻し受益証券、投資運用会社手数料、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家手数料、保管会社報酬、管理手数料、登録事務代行報酬、印刷費用、代行協会員報酬に対する未払金が含まれる。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

**(B) 認識/認識の中止**

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および売却については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または売却を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローを受け取る権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

**(C) 測定**

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。最初に認識された後は、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれるものにつき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定されていない金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似すると考えられる。

**(D) 公正価値の推定**

活発な市場で取引される金融商品(公開デリバティブおよび商品有価証券等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値で測定するものとする。結果として発生した未実現の損益の純変動額は、包括利益計算書に反映される。

**(E) 上場証券への投資**

活発な市場で取引されない金融商品の場合、公正価値は、財政状態計算書の作成日における認知された取引所における市場価格または定評のあるブローカー/カウンターパーティが提供する情報に基づき決定され、見積売却費用を控除しない。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

**(F) 非上場プライベートエクイティ証券への投資**

投資を行う投資先企業は、証券取引所での公開や取引が行われない可能性がある。未公開企業への投資は、とりわけ、公開企業に一般的に適用されるのと同じ開示および報告要件の対象とならないため、上場企業への投資よりもリスクが高くなる。さらに、未公開企業への投資は、評価が難しく、換金が困難または不可能な場合がある。

非上場プライベートエクイティ証券への投資は、非上場企業の普通株式および優先株式により構成される場合がある。通常、取引コストを差し引いた取引価格は、買収時の公正価値に対する本シリーズ・トラストによる最善の見積りである。本シリーズ・トラストでは、その後の各測定日において、各投資の評価について見直しを行い、現行の市場環境において投資のイグジット時における価値を反映するように必要な修正を記録する。本シリーズ・トラストの経営陣による継続的なレビューでは、投資の種類、投資先企業のライフサイクルにおける現在のステージ、および、測定日における各社の業績や信用プロファイルのトレンドについて評価する。本シリーズ・トラストでは、非上場プライベートエクイティ株式の価値評価につき、独立した専門家によるインカムアプローチを採用している。

本シリーズ・トラストでは、ディスカウント・キャッシュ・フロー法および類似取引比較法を用いる場合がある。どの評価アプローチを用いるかは、投資の種類および参照可能な情報により異なる。本シリーズ・トラストでは、公正価値を決定するための評価手法を適用する際に、キャッシュ・フローを推定するための合理的な期間を想定し、当該企業の財務状況および営業成績、投資の性質、市場性の制限、市場環境、為替の影響、および他の要素について検討する。本シリーズ・トラストでは、投資の公正価値を測定する際に、十分な判断力を行使し、測定日時点において入手しうる最善の情報を用いる。公正価値の評価は本質的に不確定な性質を持つため、測定日時点の財務ステートメントに反映された公正価値は、(1)かかる投資に対して常に利用できる市場が存在する場合に用いられたであろう評価額、および(2)最終的に実現する可能性がある評価額とは異なる場合がある。

ディスカウント・キャッシュ・フロー法において用いられるインプットには、各投資案件における残余の経済的寿命を通じて予想される年間キャッシュ・フローを、様々なビジネスシナリオにわたり予想されるパフォーマンス水準の実現リスクを反映するように期待値で割り引いた値、永久成長率、市場性の欠如による割引、および、対応するパフォーマンス指標に適用される同業他社のバリュエーションの倍率(つまり、EBITDA倍率としての推定価値)が含まれる。選択したバリュエーションの倍率は、比較可能な類似企業との比較により、各投資のパフォーマンスおよび性格について分析した結果により推定したものである。非上場プライベートエクイティ証券への投資は一般に、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル3に分類される。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

**(G)先渡契約**

先渡契約とは、特定の金融商品、通貨、コモディティまたはインデックスを、特定の将来の日に、特定の価格で売る、または買う約束をするもので、現金またはその他の金融資産で決済することができる。先渡契約は、該当の予約に記載の想定元本に適用される為替レートまたはコモディティ価格など、観察可能なインプットを用いて評価される。損益は、包括利益計算書上の損益を通じて、金融資産に対する実現した純損益で報告される。2025年12月31日および2025年6月30日時点で、本シリーズ・トラストは未決済の為替先渡契約を保有していない。

**2.3 金融商品の相殺**

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2025年12月31日および2025年6月30日時点で、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

**2.4 売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金**

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損損失引当金を差し引いた額として測定される。減損損失引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となる客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

**2.5 費用**

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

**2.6 外貨換算****(A)機能通貨および表示通貨**

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、円建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は円をもって、本シリーズ・トラストにおける原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である円を使用する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

## (B)取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に円に換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に円に換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純為替差損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現した純損益に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現の純増減は、包括利益計算書に記載される。

外貨取引および換算による実現および未実現の増価または減価は、包括利益計算書に別途開示される。

## 2.7 分配

本シリーズ・トラストでは、毎年一定額の収益が発生する可能性がある。本シリーズ・トラストの現在の方針では、管理会社はその裁量で随時分配を宣言し支払うことができるという条件で、円クラス受益証券に関して分配金を支払わない。

管理会社が円クラス受益証券に関して分配を宣言する場合、かかる分配は毎年、各分配宣言日に宣言されることが予想される。

その場合、分配額は、以下の個別要素により算出するものと予測される。

- ( ) 全資産ポートフォリオを構成する投資によって支払われた配当または分配に等しい金額(該当するすべての税引き後)
- ( ) 対応する分配日に支払われるまでの期間において、上記( )により受領した配当または分配金に対して発生した利息(上記の( )および( ))を以下「発生収益」という)
- ( ) 全資産ポートフォリオからの実現および未実現のキャピタル・ゲイン(「生成されたキャピタル・ゲイン」)。原則として、各分配日に関して支払われる分配額は、その他の要素とともに、(1) 発生収益、(2) 生成されたキャピタル・ゲイン、および(3) 雑費を考慮し、いずれの場合も対応する分配期間に帰属する受益証券1口当たりの金額として、管理会社が独自の裁量で決定するものとする。管理会社は、適切とみなされる場合、分配金の全部または一部を、円クラス受益証券に帰属する投資元本から支払うことを選択できる。これは、分配期間中に受領した発生収益を上回る(あるいは、生成されたキャピタル・ゲインを上回る)場合に、それが分配に充当するには不十分であると、みなされることをいう。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその唯一の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標およびポリシーが前年度比においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、管理会社の判断により無分配が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断される場合が含まれるが、これらに限られない。

2025年12月31日を末日とする6カ月間、および2024年12月31日を末日とする6カ月間において、宣言および支払われた分配金はない。

**2.8 受益証券の買戻し**

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している:表示。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる:

- ・ かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること
- ・ かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること
- ・ 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと、および
- ・ かかるプッタブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

これらの条件が満たされたことにより、本シリーズ・トラストの受益証券は2025年12月31日を以て資本として分類された。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、純資産価値の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

## 2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

## 2.10 発行済受益証券に対する未収金および買い戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券に対する未収金は、財政状態計算書の発行日において代金が未収の発行済受益証券の口数により算出される。買い戻された受益証券に対する未払金は、財政状態計算書の発行日において未払いの買戻済受益証券の口数により算出される。

## 2.11 FVTPLで測定した金融商品からの純利益 / (損失)

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、金融資産、金融負債の実現および未実現の損益および配当収入が含まれる。FVTPLで測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。詳細については、注記7を参照のこと。

受取配当金は、支払いを受ける権利が設定されたときに認識される。包括利益計算書に表示された配当収入および費用 (該当する場合は)、FVTPLで測定する金融資産および金融負債に対する配当から成る。

## 2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで、現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、特定の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。

2025年12月31日を末日とする6カ月間、および2024年12月31日を末日とする6カ月間における税額は下記の通りである。

	2025		2024
配当に対する源泉徴収税	¥ 1,594,428	¥	3,060,157

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う選択をする場合もある。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号 - 法人所得税に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2025年12月31日、および2025年6月30日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未認識税務利益に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税しようとするリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

**2.13 取引手数料**

取引手数料は、金融資産または金融負債を純損益を通じた公正価値で取得または売却するために発生する費用である。取引費用は、発生した場合、直ちに包括利益計算書に費用として認識される。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間において、本シリーズ・トラストはそれぞれ441,464円および566,292円の取引手数料を支払った。

**3. 受益証券の買戻**

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価額は、本シリーズ・トラストの純資産価額を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価額を算出する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

受益証券の価格は、すべての目的において日本円で算出および支払われる。

当初購入時における最低口数は100口である。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は1口あたり10,000円である。

円クラス受益証券に対する支払いは日本円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。円クラス受益証券に対する支払いは日本円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後5時(日本時間)までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2025年12月31日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通りである。

ユニットクラス	純資産合計	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり	
			純資産価額	
円クラス受益証券	¥ 1,528,844,718	111,782	¥	13,677.0206

2025年6月30日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産合計	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり	
			純資産価額	
円クラス受益証券	¥ 1,685,383,707	144,030	¥	11,701.6157

2025年12月31日および2025年6月30日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留したり遅延したりしてはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、償還価格において適当な買戻日に買い戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。買戻請求は、受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記録された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買い戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する受益証券の提供による物納 (または一部を物納) することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻しを行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻による収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2025年12月31日を末日とする6カ月間において、受益証券の発行および買戻しの対価は以下の通りである。

ユニットクラス	発行された 受益証券による収入	買戻された 受益証券による収入
円クラス受益証券	¥ -	¥ (410,324,368)

2025年6月30日を末日とする年度において、発行された受益証券による収入、および買戻された受益証券による収入は以下の通りである。

ユニットクラス	発行された 受益証券による収入	買戻された 受益証券による収入
円クラス受益証券	¥ -	¥ (1,554,996,756)

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

2025年12月31日を末日とする6カ月間および2025年6月30日を末日とする年度において、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通りである。

ユニットクラス	2025年6月30日 現在	発行済 受益証券	買い戻された 受益証券	2025年12月31日 現在
円クラス受益証券	144,030	-	(32,248)	111,782

ユニットクラス	2024年6月30日 現在	発行済 受益証券	買い戻された 受益証券	2025年6月30日 現在
円クラス受益証券	277,807	-	(133,777)	144,030

1口当たり純資産価額の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、およびかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に従い、次の募集日または買戻日に処理される。

#### 4. 重要な会計上の見積もりおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来的なイベントの予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適時、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価格については、各種の価値評価技法を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価技法(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

#### 5. 財務リスク管理

##### 5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記 (続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)**

(日本円で表示)

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

**(A) 市場リスク****( ) 通貨リスク**

本シリーズ・トラストが投資する上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表価格が表示される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を及ぼす場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨に両替時においてかかる他の通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入（または介入の失敗）または通貨管理の実施またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが取得したポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

様々な種類の外国通貨建ての取引を利用することにより、本シリーズ・トラストは、そのパフォーマンスが特定の通貨（複数の場合も含む）の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーを持つ。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できず、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して弱まる場合、本シリーズ・トラストは、為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに、本シリーズ・トラストでは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用が発生する場合がある。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

以下の表は、2025年12月31日における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2025年12月31日現在	現金および 現金同等物	純損益を通じて 公正価値で 測定された 金融資産	その他の資産 および負債 (純額)	純額	純資産価額に 対する割合 (%)
中国人民元 (オフショア市場)	CNH ￥ - ￥	48,538,682 ￥	- ￥	48,538,682	3.2%
中国人民元 (オンショア市場)	CNY -	-	508,653	508,653	0.0%*
香港ドル	HKD 146,577	192,844,605	-	192,991,182	12.6%
インドネシア・ ルピア	IDR -	22,049,671	-	22,049,671	1.4%
韓国ウォン	KRW 10,666	116,826,927	214,810	117,052,403	7.7%
フィリピン・ペソ	PHP -	9,627,706	-	9,627,706	0.6%
シンガポールドル	SGD 24,650	9,265,116	-	9,289,766	0.6%
新台湾ドル	TWD -	124,922,329	177,167	125,099,496	8.2%
米ドル	USD 5,705,835	138,944,356	(1,376,997)	143,273,194	9.4%
ベトナム・ドン	VND -	16,370,080	-	16,370,080	1.1%
	5,887,728	679,389,472	(476,367)	684,800,833	44.8%
日本円	JPY 77,360,719	778,763,100	(12,079,934)	844,043,885	55.2%
	¥ 83,248,447	¥ 1,458,152,572	¥ (12,556,301)	¥ 1,528,844,718	100.0%

\* 金額はNAVの0.05%未満。

以下の表は、2025年6月30日における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2025年6月30日現在	現金および 現金同等物	純損益を通じて 公正価値で 測定された 金融資産	その他の資産 および負債 (純額)	純額	純資産価額に 対する割合 (%)
中国人民元 (オフショア市場)	CNH ￥ - ￥	45,449,041 ￥	- ￥	45,449,041	2.7%
香港ドル	HKD 702,219	268,307,273	360,687	269,370,179	16.0%
インドネシア・ ルピア	IDR -	30,819,659	-	30,819,659	1.8%
韓国ウォン	KRW 29,461	69,921,118	127,648	70,078,227	4.2%
シンガポールドル	SGD 22,954	-	-	22,954	0.0%*
タイ・バーツ	THB -	20,026,685	-	20,026,685	1.2%
新台湾ドル	TWD -	116,843,600	798,844	117,642,444	7.0%
米ドル	USD 5,185,971	191,795,200	(2,637,761)	194,343,410	11.5%
ベトナム・ドン	VND 4,603,433	22,286,629	-	26,890,062	1.6%
	10,544,038	765,449,205	(1,350,582)	774,642,661	46.0%
日本円	JPY 69,999,766	853,238,260	(12,496,980)	910,741,046	54.0%
	¥ 80,543,804	¥ 1,618,687,465	¥ (13,847,562)	¥ 1,685,383,707	100.0%

\* 金額はNAVの0.05%未満。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

以下の表は、2025年12月31日および2025年6月30日時点における、外国為替レートに対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の日本円に対するレートが、表に示した割合 (パーセント) だけ上昇 (下落) したという想定に基づく。この表は、運営者が過去のデータに基づくこれらのレートのボラティリティを考慮した上で、外国為替レートの合理的な変動範囲について最善の見積りを示したものである。

通貨	2025年12月31日時点における 通貨レートの合理的な変動範囲			本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響
	+/-		+/-	
CNH	+/-	11.69%	+/-	¥ 5,674,172
CNY	+/-	11.45%	+/-	58,241
HKD	+/-	10.05%	+/-	19,395,614
IDR	+/-	5.52%	+/-	1,217,142
KRW	+/-	2.94%	+/-	3,441,341
PHP	+/-	4.37%	+/-	420,731
SGD	+/-	8.07%	+/-	749,684
TWD	+/-	1.37%	+/-	1,713,863
USD	+/-	9.06%	+/-	12,980,551
VND	+/-	8.51%	+/-	1,393,094

通貨	2025年6月30日時点における 通貨レートの合理的な変動範囲			本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響
	+/-		+/-	
CNH	+/-	8.96%	+/-	¥ 4,072,234
HKD	+/-	11.23%	+/-	30,250,271
IDR	+/-	10.35%	+/-	3,189,835
KRW	+/-	8.82%	+/-	6,180,900
SGD	+/-	4.77%	+/-	1,095
THB	+/-	0.97%	+/-	194,259
TWD	+/-	0.57%	+/-	670,562
USD	+/-	10.80%	+/-	20,989,088
VND	+/-	13.08%	+/-	3,517,220

本シリーズ・トラストの資産の大部分は、外貨建てであると予想される。したがって、本シリーズ・トラストは、円以外の通貨での投資によって為替相場の変動にさらされる可能性がある。これには、米ドルと人民元が含まれるが、これらに限定されない。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

原則として、投資運用会社および副投資運用会社は、そのような為替変動リスクに関していかなる通貨ヘッジ取引も行わない。ただし、投資運用会社および副投資運用会社は、必要に応じて、独自の裁量により、円クラス受益証券に帰属する資産の全部または一部を日本円に対する貨幣価値の下落から保護するように設計された通貨ヘッジ取引を行うことができるが、為替レートリスクを軽減することはできても、取り除くことはできない。

このようなヘッジが行われる範囲で、投資運用会社および副投資運用会社は、該当する場合、為替変動に対するヘッジを試みるために、スポット契約、先物為替予約、ノンデリバラブル・フォワード(クロスフォワード外国為替契約、スワップ、オプションおよび先物を含む)を使用することができる。このようなヘッジ取引が実行された場合でも、有効であるという保証はない。このようなヘッジに起因する損益は、円クラス受益証券に適用されるものとする。

**( )金利リスク**

本シリーズ・トラストが保有する金融資産および金融負債の大部分は、利息を発生しない。本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、満期が3カ月未満の当座貸越を含む現金および現金同等物で構成されている。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の現行水準の変動により重大なリスクを負わない。

2025年12月31日および2025年6月30日時点において、金利が50ベースポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが1年間保有されたと仮定すると、本シリーズ・トラストの包括利益合計の増減幅(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増加額)は、それぞれ約416,144円および400,869円である。

**( )市場価格リスク**

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業とは具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価値の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。一般に、上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券は債券に比べて価格のボラティリティがより大きい。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

以下の表は、2025年12月31日時点における市場リスクの集中度の概要を示したものである：

業種名	公正価値	純資産全体に 占める割合(%)
<b>上場証券および非上場の プライベートエクイティ証券への投資</b>		
自動車メーカー	¥19,912,356	1.3%
自動車部品および機器	17,203,567	1.1%
銀行	79,703,924	5.2%
建築材料	17,423,000	1.1%
化学	47,440,312	3.1%
商業サービス	9,627,706	0.6%
コンピュータ	118,201,558	7.7%
流通/卸売業	6,899,605	0.5%
総合金融業	26,928,622	1.8%
エレクトロニクス	163,008,919	10.7%
エンジニアリングおよび建設	9,265,116	0.6%
環境制御	7,149,600	0.5%
食品	6,679,684	0.4%
工具・工作機械	27,255,000	1.8%
ヘルスケアサービス	8,050,946	0.5%
家具・インテリア製品	32,201,578	2.1%
保険	29,008,918	1.9%
インターネット	119,754,896	7.8%
建築および採掘に係る機械装置	26,470,800	1.7%
複合機械装置	210,265,300	13.8%
金属加工/ハードウェア	9,382,000	0.6%
医薬品	11,328,000	0.7%
不動産	7,498,278	0.5%
小売	17,880,664	1.2%
半導体	290,882,529	19.0%
ソフトウェア	26,810,700	1.8%
情報通信	35,952,162	2.4%
上場投資信託	75,966,832	5.0%
<b>上場証券および非上場の プライベートエクイティ証券への投資総額</b>	<b>¥ 1,458,152,572</b>	<b>95.4%</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 1,458,152,572</b>	<b>95.4%</b>

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

国名	公正価値	純資産全体に 占める割合(%)
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベートエクイティ証券への投資</b>		
中国	¥160,387,485	10.5%
香港	71,794,947	4.7%
インド	39,704,675	2.6%
インドネシア	22,049,671	1.4%
日本	778,763,100	50.9%
フィリピン	9,627,706	0.6%
シンガポール	32,437,958	2.1%
韓国	126,127,789	8.3%
台湾	124,922,329	8.2%
米国	75,966,832	5.0%
ベトナム	16,370,080	1.1%
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベートエクイティ証券への投資総額</b>		
	¥1,458,152,572	95.4%
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>		
	¥1,458,152,572	95.4%

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 ( 続き )

2025年12月31日を末日とする6カ月間 ( 未監査 )

( 日本円で表示 )

以下の表は、2025年6月30日時点における市場リスクの集中度の概要を示したものである：

業種名	公正価値	純資産全体に 占める割合 ( % )
<b>上場証券および非上場の プライベートエクイティ証券への投資</b>		
自動車メーカー	¥13,524,468	0.8%
自動車部品および機器	24,655,110	1.5%
銀行	130,362,234	7.7%
飲料	16,126,282	1.0%
建築材料	12,801,833	0.8%
化学	44,231,060	2.6%
コンピュータ	196,037,903	11.6%
化粧品 / パーソナルケア	8,764,898	0.5%
流通 / 卸売業	5,886,732	0.3%
総合金融業	29,154,467	1.7%
エレクトロニクス	138,210,576	8.2%
娯楽	11,308,111	0.7%
環境制御	6,180,000	0.4%
食品	6,813,756	0.4%
工具・工作機械	19,962,000	1.2%
家具・インテリア製品	35,435,000	2.1%
保険	17,099,344	1.0%
インターネット	138,207,695	8.2%
投資会社	22,563,216	1.3%
建築および採掘に係る機械装置	47,984,800	2.8%
複合機械装置	244,230,800	14.5%
金属加工 / ハードウエア	3,100,599	0.2%
医薬品	8,316,000	0.5%
小売	9,447,493	0.6%
半導体	223,221,513	13.2%
ソフトウェア	43,800,136	2.6%
情報通信	80,652,018	4.8%
上場投資信託	80,609,421	4.8%
<b>上場証券および非上場の プライベートエクイティ証券への投資総額</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

国名	公正価値	純資産全体に 占める割合(%)
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベートエクイティ証券への投資</b>		
中国	¥267,624,630	16.0%
香港	46,131,684	2.7%
インド	86,642,769	5.1%
インドネシア	30,819,659	1.8%
日本	853,238,260	50.6%
シンガポール	13,584,289	0.8%
韓国	80,879,839	4.8%
台湾	116,843,600	6.9%
タイ	20,026,685	1.2%
米国	80,609,421	4.8%
ベトナム	22,286,629	1.3%
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベートエクイティ証券への投資総額</b>		
	<b>¥1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>		
	<b>¥1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括的利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼすことになる。

2025年12月31日時点および2025年6月30日時点における上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券への投資につき、市場価格が1%上昇すると、資本合計はそれぞれ14,581,526円および16,186,875円増加する。反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、同額の逆方向の影響が発生する。

**(B) 信用リスク**

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

発行者の信用格付けの変動または発行者の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行者への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財務状態および債務の条件の両方に依存して変化する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時における決済/支払が行われる。売却した証券の受渡しは、仲介業者が支払を受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

2025年12月31日および2025年6月30日時点における、すべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当する。2025年12月31日および2025年6月30日時点において、すべての現金および現金同等物、および仲介業者および投資による残高は、フィッチ信用格付けによりAプラスの格付けを得ている保管会社が保管している。

**(C) 流動性リスク**

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または有利な価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、新興国の証券、デリバティブ、および重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。本シリーズ・トラストにおける非上場のプライベートエクイティに対する投資は、購入または売却が困難である。プライベートエクイティ部分は非流動性証券に投資するが、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンおよび当初の投資元本を減少させる可能性がある。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2025年12月31日現在	1カ月未満	1～3カ月	合計
以下に対する債務：			
投資運用会社報酬	5,679,356	-	5,679,356
販売報酬	2,415,028	-	2,415,028
保管会社報酬	1,926,805	-	1,926,805
管理事務代行報酬	1,445,139	-	1,445,139
買い戻された受益証券	1,386,900	-	1,386,900
印刷費用	1,226,838	-	1,226,838
専門家報酬	1,052,044	-	1,052,044
報酬代行会社報酬	777,968	-	777,968
登録事務代行報酬	420,178	-	420,178
代行協会会員会社報酬	40,249	-	40,249
その他の負債	664,783	-	664,783
<b>契約上のキャッシュ・アウト・フロー</b>			
<b>(解約可能受益証券の受益者に帰属する</b>			
<b>純資産を除く)</b>	<b>¥ 17,035,288</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 17,035,288</b>

2025年6月30日現在	1カ月未満	1～3カ月	合計
当座貸越	¥ 4,280,242	¥ -	¥ 4,280,242
以下に対する債務：			
買い戻された受益証券	5,667,370	-	5,667,370
投資運用会社報酬	2,796,011	-	2,796,011
販売報酬	2,396,574	-	2,396,574
保管会社報酬	1,933,998	-	1,933,998
管理事務代行報酬	1,193,720	-	1,193,720
報酬代行会社報酬	811,750	-	811,750
専門家報酬	518,085	-	518,085
印刷費用	497,298	-	497,298
登録事務代行報酬	326,612	-	326,612
購入した証券	1,147	-	1,147
その他の負債	713,988	-	713,988
<b>契約上のキャッシュ・アウト・フロー</b>			
<b>(解約可能受益証券の受益者に帰属する</b>			
<b>純資産を除く)</b>	<b>¥ 21,136,795</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 21,136,795</b>

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

受益証券は、受益者が保有する権利を行使することにより買い戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

流動性リスクは、純資産価額の15%以下を非流動資産に投資することによって管理される。

2025年12月31日および2025年6月30日時点で、本シリーズ・トラストには、グロス決済を伴うデリバティブ金融商品はない。

**(D) リスク管理**

本シリーズ・トラストの投資運用会社チームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例: ストップウィン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

**(E) 資本リスク管理**

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する:

- ・流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- ・本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

## 5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

## (A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが保有する上場証券および非上場のプライベートエクイティの証券全体に対し、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

## (B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、およびそれらの各代理人、代表者、役員、社員、および関係者は、1口当たり純資産価額が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

## (C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、および取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性もある(証券に対する支払や証券の受渡しの遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。

管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間リターンを獲得できない結果が生じうる。管理会社が証券の売却につき決済できないか、決済が遅延した場合で、その後証券の価値が低下するか、証券を他の当事者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは損失を被る可能性がある。その場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

## (D) デリバティブ

管理会社は、本シリーズ・トラストの投資に対するヘッジとして、あるいは本シリーズ・トラストのリターン向上を目的として、デリバティブ商品を使用することができる。デリバティブを使用することにより、その他の種類の金融商品と比較して、本シリーズ・トラストのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効率的に増減することができる。デリバティブは、値動きが激しく、以下を含む大きなリスクを持つ：

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

- ・信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティ(同取引の相手方)が、本シリーズ・トラストへの金融債務を履行できなくなるリスク。
- ・レバレッジ・リスク - 特定の種類の商品または取引戦略に関連して、比較的小規模な市場の変動を理由としてある商品の価値が大きく変動してしまうリスク。レバレッジを利用した一部の投資または取引戦略では、損失が当初の投資額を大きく上回る場合がある。
- ・流動性リスク - ある時点において、一部の証券が、売主が希望する時に、または売主がその証券のその時点の価値であると考えられる価格で、売却することが困難であるか、不可能となるリスク。

管理会社は、本シリーズ・トラストに対して、予想ヘッジを含むヘッジを得るために、デリバティブを使用することができる。ヘッジとは、本シリーズ・トラストが保有する資産に関連するリスクを相殺するために、管理会社がデリバティブを使用する戦略である。

ヘッジは損失を抑える可能性もあるが、市場が管理会社の想定とは異なる方向に動いた場合や、デリバティブのコストがヘッジによる利益を上回った場合、利益が低下または消失したり、損失が発生したりする場合もある。ヘッジはまた、管理会社が想定するヘッジ対象の保有証券の価値に見合わないほどデリバティブの価値が変動するリスクを抱えており、この場合、ヘッジ対象の保有証券の値下がりによる損失が軽減できないだけでなく、損失が拡大する可能性がある。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを軽減するという保証はなく、ヘッジ取引が利用可能であるか、あるいはコスト効率的であるという保証もない。管理会社は、本シリーズ・トラストのためにヘッジを利用することを義務付けられておらず、利用しないことを選択することもできる。管理会社は、本シリーズ・トラストのリターンを向上させる目的でもデリバティブを使用することができるため、そのような投資は、管理会社がデリバティブをヘッジ目的にのみ使用する場合と比べて、上述した各種リスクに対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーを拡大することになる。リターンを向上させる目的でデリバティブを使用することは、投機的であると見なされる。

2025年12月31日および2025年6月30日時点で、本シリーズ・トラストには、ネットिंग契約および同様の契約の対象となるデリバティブ資産および負債はない。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

**(E) カウンターパーティおよび仲介リスク**

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。管理会社は、2025年12月31日を末日とする6カ月間において、担保を一切設定していない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っていない。

**(F) 本シリーズ・トラストの早期終了**

強制買戻事象が発生した場合、最終買戻日が前倒しで実施される。

**5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定**

本シリーズ・トラストはIFRS会計基準第13号公正価値の測定を適用し、金融資産および金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットにつき、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で継続的に実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末日における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの技法としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、ディスカウント・キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、およびその他の市場参加者に広く使用されているバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法および技法に通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する可能性がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーション技法は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を考慮するよう適宜修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ レベル1のインプットは、同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格 (未調整) であり、事業体が測定日においてアクセス可能なもの。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なもの。
- ・ レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下で、管理事務代行会社による判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

以下は、本シリーズ・トラストの金融資産の価値測定にあたり、2025年12月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

純損益を通じて公正価値で測定された金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における公表価格(レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット(レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット(レベル3)	2025年12月31日 - 公正価値
上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券への投資	¥ 1,321,998,872	¥ -	¥ 136,153,700	¥ 1,458,152,572
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 1,321,998,872</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 136,153,700</b>	<b>¥ 1,458,152,572</b>

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年6月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

純損益を通じて公正価値で測定された金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における公表価格(レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット(レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット(レベル3)	2025年6月30日 時点の公正価値
上場証券および非上場のプライベートエクイティ証券への投資	¥ 1,454,821,065	¥ -	¥ 163,866,400	¥ 1,618,687,465
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 1,454,821,065</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 163,866,400</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>

2025年12月31日を末日とする6カ月間および2025年6月30日を末日とする年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず/または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3における公正価値測定での期首残高から期末残高までの増減を示している。

<b>2024年6月30日現在の残高</b>	<b>¥</b>	<b>374,194,600</b>
純損益で認識される純損益の合計		21,420,000
未実現評価損益の変動額		(111,628,200)
購入		-
売却		(120,120,000)
レベル3への移転		-
レベル3からの移転		-
<b>2025年6月30日現在の残高</b>	<b>¥</b>	<b>163,866,400</b>
純損益で認識される損益の合計		-
未実現評価損益の変動額		(27,712,700)
購入		-
売却		-
レベル3への移転		-
レベル3からの移転		-
<b>2025年12月31日時点の残高</b>	<b>¥</b>	<b>136,153,700</b>

以下の表は、2025年12月31日に公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融商品の測定に使用された重要な観察不能なインプットに関する情報を示している。

説明	2025年12月31日 - 公正価値	バリュエーション 技法	重要度の高い 観察不能な インプット	観察不能な インプットの (加重平均した) 範囲	重要度の高い 観察不能な インプットにおける 変化に対する感度
Rapyuta Robotics	¥ 136,153,700	ディスカウント キャッシュフロー	割引率	35 ~ 45%	割引率が低下すると、 公正価値は上昇する。
			EV / EBITDA倍率	10.5倍 ~ 21.7倍	EV / EBITDA倍率が 上昇すると、公正価値は 上昇する。
			市場性の欠如による割引	25%	市場性の欠如による 割引率が低下すると、 公正価値は上昇する

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間 (未監査)

(日本円で表示)

以下の表は、2025年6月30日に公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融商品の測定に使用された重要な観察不能なインプットに関する情報を示している。

説明	2025年6月30日 現在の公正価値	バリュエーション 技法	重要度の高い 観察不能な インプット	観察不能な インプットの (加重平均した) 範囲	重要度の高い 観察不能な インプットにおける 変化に対する感度
Rapyuta Robotics	¥ 163,866,400	ディスカウントキャッシュ シュフロー	EV / EBITDA倍率	30 ~ 50%	割引率が低下すると、 公正価値は上昇する。
			市場性の欠如による割引	7.7倍 ~ 14.2倍	EV / EBITDA倍率が 上昇すると、公正価値は 上昇する。
				25%	市場性の欠如による 割引率が低下すると、 公正価値は上昇する

重要な観察不能なインプットは以下のように決定される。

- EBITDAと売上高倍率：市場参加者が投資価格を設定する際に使用する金額を表す。EBITDA倍率と収益倍率は、地理的な場所、業界、規模、ターゲット市場、および経営陣が適切と考える他の要因に基づいて、比較可能な上場企業から選択される。比較対象会社の取引倍率は、企業の事業価値をそのEBITDAまたは収益で割ることにより決定される。
- 非上場証券への投資に関する市場性欠如によるディスカウント：比較可能な類似企業と比したポートフォリオ企業の流動性を評価するために、比較可能な市場のマルチプルに対する割引率を指す。経営陣は市場流動性の状況やポートフォリオ会社の発展段階といった企業固有の要因を考慮後に判断を下し、市場性欠如割引の幅を決定する。

## 純損益を通じて公正価値で測定されていない金融資産および金融負債

- ( ) 2025年12月31日および2025年6月30日時点において、現金および現金同等物、およびその他すべての金融資産および金融負債 (未収配当金、当座貸越、購入した証券、買戻し受益証券、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、保管会社報酬、管理事務代行報酬、登録事務代行報酬、印刷費用および代行協会員報酬に対する未払金を含む) は短期の金融資産および金融負債であると認識され、かかる短期の性質により帳簿価額はほぼ公正価格と同一であると考えられる。バリュエーション技法の詳細については、注記2を参照のこと。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

## 6. デリバティブ金融商品

## 先渡契約

本シリーズ・トラストは、日本円(本シリーズ・トラストと受益証券が表示される)と日本円以外の通貨との間の通貨レートの変動に対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーをヘッジするように設計された先渡契約に投資する。通常の場合においては、可能な限り純資産価額のその他の通貨エクスポージャーのおよそ100%(未実現為替差損益を除く)と同等の金額で日本円先渡契約を購入することにより、先渡契約を締結する。

2025年12月31日および2025年6月30日時点で、本シリーズ・トラストに投資された先物為替予約の残高はない。

## 7. 金融資産および金融負債につき、純損益を通じて公正価値で測定した純利益/損失

	2025年12月31日を 末日とする6カ月間	2024年12月31日を 末日とする6カ月間
純損益を通じて公正価値で測定した 金融資産および金融負債の純益は、 以下により構成される。		
上場証券および非上場の プライベートエクイティ証券への 投資による実現純利益	¥ 179,305,263	¥ 131,780,035
先渡契約に係る実現純(損失)	-	(45,015)
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて 公正価値で測定する実現純益の合計	¥ 179,305,263	¥ 131,735,020
上場証券および非上場の プライベートエクイティ証券への 投資に係る未実現評価損益の純変動	¥ 78,918,440	¥ (421,477,087)
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて 公正価値で測定した未実現評価損益の純変動額合計	¥ 78,918,440	¥ (421,477,087)

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
財務諸表に対する注記(続き)  
2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)  
(日本円で表示)

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

8.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、3,750米ドルの月額最低料金を条件として、最初の5億米ドルの純資産で0.06%、次の5億米ドルの純資産で0.05%、10億米ドルを超える純資産で0.04%を1年当たりの報酬として受け取る。管理事務代行会社が2025年12月31日を末日とする6カ月間および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点での管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場地理に基づき、資産に基づく取引手数料を受け取る。保管会社が2025年12月31日を末日とする6カ月間、および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(C) 販売報酬

販売会社は、円クラス受益証券に起因する純資産価額の0.60%の年会費を後払いで四半期ごとに受け取る。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。販売会社が2025年12月31日を末日とする6カ月間および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で販売会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、純資産価額の0.01%を年当たりの報酬として、および1取引当たり10米ドルの報酬を本シリーズ・トラストの資産から受け取るものとする。登録事務代行会社が2025年12月31日を末日とする6カ月間および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で登録事務代行会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査費用が含まれる。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間に支払われた手数料、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

## 2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)

(日本円で表示)

## 8.2 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員、投資運用会社および副投資運用会社は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

## (A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が運営費用報酬から前払いで支払われるものとする。受託会社が2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で受託会社に支払うべき未払金は、報酬代行会社報酬の一部として、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## (B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.20%の報酬(以下「運営費用報酬」という)を受け取るものとし、各評価日までに蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。報酬代行会社が2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で報酬代行会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、および運営経費および費用を支払う責任がある。これらは、報酬代行会社の合理的な判断において、管理会社報酬と受託会社報酬の関連運営経費および費用(「通常経費」として決定される。

( ) 監査報酬および費用に含まれていない定期的な法務および監査経費

( ) 本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、および、

( ) 投資家向けサービスおよび受益者総会、受益者による承認、財務報告およびその他の報告業務、代理人に関する連絡通信費用、提供する目論見書および本付属書類24およびその他の類似する提供文書の準備に関連する費用、およびかかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、および( ) 保険費用(存在する場合)。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理報酬、保管会社報酬、PEP調査および評価手数料、代行協会員報酬、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、証券の購入または売却に伴うあらゆる税金、法律または報酬関連費用、ライセンス費用、およびその他の、通常は発生しない臨時の経費および費用につき、これらの支払いに対する責任を負わない。

運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬は、四半期ごとに蓄積分を後払いするものとし、蓄積期間については、報酬が発生する初年度に限り、初回の期間終了日から翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

**(C) 管理会社報酬**

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを投資運用会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。管理会社が2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で管理会社に支払うべき未払金は、報酬代行会社報酬の一部として、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

**(D) 代行協会員会社報酬**

代行協会員会社は、純資産価額の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、後払いで四半期ごとに支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。代行協会員会社が2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに、2025年12月31日および2025年6月30日時点で代行協会員会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

**(E) 投資運用会社報酬**

投資運用会社は、純資産価額の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期ごとに支払われる。投資運用会社が2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間に獲得した報酬、ならびに2025年12月31日および2025年6月30日時点で投資運用会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。投資運用会社は、プライベートエクイティ部分の証券に関連する調査および評価手数料を受け取る。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年12月31日を末日とする6カ月間(未監査)**

(日本円で表示)

**9. 借入れおよびレバレッジ関連ポリシー**

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価額の最大10%までを借り入れることが可能である。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする6カ月間において本シリーズ・トラストは一切の借入れを行っていない。

**10. 後発事象**

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2026年2月16日までのすべての後発取引および事象を評価した。2026年1月1日から2026年2月16日までの期間に、62,320,570米ドルの償還が生じた。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

## ( 2 ) 【投資有価証券明細表等】

( 2026年 1 月末日現在 )

順位	銘柄	国・地域	業種	数量	簿価 ( 円 )		時価 ( 円 )		投資 比率 ( % )
					単価	金額	単価	金額	
1	RAPYUTA ROBOTICS /JPY/	日本	( 注 )	12,049	21,000.00	253,029,000	11,300.00	136,153,700	8.8
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MAN /TWD/	台湾	半導体	8,000	3,720.03	29,760,268	8,700.71	69,605,715	4.5
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO L /KRW/	韓国	テクノロジー・ ハードウェア・ コンピュータ記憶装置・ 周辺機器	3,747	8,127.38	30,453,289	17,200.73	64,451,128	4.2
4	TENCENT HOLDINGS LTD /HKD/	ケイマン諸島	インタラクティブ・ メディアおよび サービス	4,200	8,033.19	33,739,388	11,969.93	50,273,703	3.2
5	ISHARES MSCI INDIA ETF	米国	ファンド	5,246	6,949.39	36,456,512	7,981.41	41,870,488	2.7
6	ALIBABA GROUP HOLDING LT /HKD/	ケイマン諸島	大規模小売り	12,400	2,315.24	28,708,953	3,342.10	41,442,028	2.7
7	SK HYNIX INC /KRW/	韓国	半導体	325	60,210.52	19,568,420	97,417.21	31,660,593	2.0
8	ADVANTEST CORP /JPY/	日本	半導体素材・装置	1,200	2,227.35	2,672,821	25,505.00	30,606,000	2.0
9	RENESAS ELECTRONICS CORP /JPY/	日本	半導体	11,200	1,660.00	18,592,045	2,576.00	28,851,200	1.9
10	HOYA CORP /JPY/	日本	電子部品	1,100	15,554.00	17,109,402	25,870.00	28,457,000	1.8
11	HITACHI LTD /JPY/	日本	コングロマリット	5,300	1,708.11	9,052,975	5,361.00	28,413,300	1.8
12	TORAY INDUSTRIES INC /JPY/	日本	基礎化学品	24,300	768.15	18,666,143	1,138.50	27,665,550	1.8
13	SCREEN HOLDINGS CO LTD /JPY/	日本	半導体素材・装置	1,400	7,523.44	10,532,820	19,660.00	27,524,000	1.8
14	EBARA CORP /JPY/	日本	産業機械・用品・ 部品	5,700	1,257.52	7,167,879	4,656.00	26,539,200	1.7
15	YAMAICHI ELECTRONICS CO /JPY/	日本	電子部品	4,500	1,752.73	7,887,278	5,890.00	26,505,000	1.7
16	NTT INC /JPY/	日本	総合電気通信 サービス	169,000	133.52	22,564,047	154.90	26,178,100	1.7
17	DAIFUKU CO LTD /JPY/	日本	産業機械・用品・ 部品	4,500	2,839.40	12,777,307	5,538.00	24,921,000	1.6
18	TOKYO ELECTRON LTD /JPY/	日本	半導体素材・装置	600	20,044.84	12,026,904	41,310.00	24,786,000	1.6
19	FUJI ELECTRIC COMPANY/JPY/	日本	電気部品・設備	2,200	5,988.98	13,175,763	10,990.00	24,178,000	1.6
20	DENTSU SOKEN INC /JPY/	日本	情報技術 コンサルティング・ 他のサービス	9,900	1,543.45	15,280,129	2,436.00	24,116,400	1.6
21	ISHARES INDIA 50 ETF	米国	ファンド	3,289	7,774.82	25,571,375	7,262.56	23,886,562	1.5
22	MEGACHIPS CORP /JPY/	日本	半導体関連	2,800	4,111.07	11,510,998	8,500.00	23,800,000	1.5
23	SHIBAURA MECHATRONICS CO /JPY/	日本	半導体素材・装置	1,000	7,350.34	7,350,343	23,420.00	23,420,000	1.5
24	BIPROGY INC /JPY/	日本	情報技術 コンサルティング・ 他のサービス	4,500	2,837.22	12,767,492	5,127.00	23,071,500	1.5
25	TIS INC /JPY/	日本	情報技術 コンサルティング・ 他のサービス	5,100	3,176.89	16,202,143	4,498.00	22,939,800	1.5
26	OBIC CO LTD /JPY/	日本	情報技術 コンサルティング・ 他のサービス	5,300	4,653.95	24,665,940	4,297.00	22,774,100	1.5
27	SONY GROUP CORP /JPY/	日本	民生用電子機器	6,100	2,615.04	15,951,725	3,454.00	21,069,400	1.4
28	CHINA CONSTRUCTION BANK- /HKD/	中国	銀行	134,000	150.91	20,221,531	156.24	20,936,315	1.4
29	NOMURA RESEARCH INSTITUT /JPY/	日本	情報技術 コンサルティング・ 他のサービス	4,200	4,298.48	18,053,597	4,701.00	19,744,200	1.3
30	mitsubishi electric corp /JPY/	日本	商業ビル・ マンション用設備・ システム	3,800	2,691.37	10,227,215	4,830.00	18,354,000	1.2

(注) 未公開株式であり、業種が確認できないため、業種を記載していません。

## 4【管理会社の概況】

## (1)【資本金の額】

管理会社の払込済み資本金の額は、2026年1月末日現在735,000米ドル(約11,294万円)です。

(注)米ドルの円換算額は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年1月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	14	2,305,662,191米ドル
			9,654,170ユーロ
			59,382,048豪ドル
			27,265,562,297円
			3,707,424,015トルコリラ
	私募	11	110,869,517,447円
	その他	8	56,452,671,272円

## (3)【その他】

本書提出前6ヶ月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近2事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日までおよび2024年1月1日から2024年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計師事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)【資産及び負債の状況】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収益</b>					
運用手数料収入	4	170,000	26,122	185,000	28,427
その他の収入	4	62,322	9,576	60,009	9,221
		<u>232,322</u>	<u>35,699</u>	<u>245,009</u>	<u>37,648</u>
<b>費用</b>					
監査報酬		4,340	667	6,390	982
取締役報酬	9(c)	107,053	16,450	108,643	16,694
その他費用		5,015	771	48	7
費用合計		<u>116,408</u>	<u>17,887</u>	<u>115,081</u>	<u>17,683</u>
税引前利益		115,914	17,811	129,928	19,965
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>17,811</u>	<u>129,928</u>	<u>19,965</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
運用手数料未収入金	7	170,000	26,122	185,000	28,427
関連会社に対する債権	9(a)	864	133	864	133
現金および現金同等物	6	1,955,991	300,558	2,249,019	345,584
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>326,813</u>	<u>2,434,883</u>	<u>374,144</u>
<b>負債</b>					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,581	16,752	2,574
未払取締役報酬		-	-	428,396	65,827
未払金		4,339	667	6,436	989
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,247</u>	<u>451,584</u>	<u>69,390</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>322,565</u>	<u>1,983,299</u>	<u>304,754</u>
<b>株主資本</b>					
資本金	8	735,000	112,940	735,000	112,940
利益剰余金		1,364,213	209,625	1,248,299	191,814
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>322,565</u>	<u>1,983,299</u>	<u>304,754</u>

---

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	112,940	1,118,371	171,849	1,853,371	284,789
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	19,965	129,928	19,965
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	112,940	1,248,299	191,814	1,983,299	304,754
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	17,811	115,914	17,811
2024年12月31日現在	735,000	112,940	1,364,213	209,625	2,099,213	322,565

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	17,811	129,928	19,965
調整：					
受取利息		(62,436)	(9,594)	(60,034)	(9,225)
		<u>53,478</u>	<u>8,217</u>	<u>69,894</u>	<u>10,740</u>
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,305	20,000	3,073
直接持株会社に対する債務の増加 / (減少)		6,551	1,007	(313,301)	(48,142)
未払取締役報酬の(減少) / 増加		(428,396)	(65,827)	428,396	65,827
未払金の減少		(2,097)	(322)	(37)	(6)
		<u>(355,464)</u>	<u>(54,621)</u>	<u>204,952</u>	<u>31,493</u>
営業活動に(使用した) / より発生した現金					
受取利息		62,436	9,594	60,034	9,225
		<u>(293,028)</u>	<u>(45,027)</u>	<u>264,986</u>	<u>40,718</u>
営業活動に(使用した) / より発生した正味キャッシュ・フロー					
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(45,027)	264,986	40,718
期首における現金および現金同等物		<u>2,249,019</u>	<u>345,584</u>	<u>1,984,033</u>	<u>304,867</u>
期末における現金および現金同等物		<u><u>1,955,991</u></u>	<u><u>300,558</u></u>	<u><u>2,249,019</u></u>	<u><u>345,584</u></u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u><u>1,955,991</u></u>	<u><u>300,558</u></u>	<u><u>2,249,019</u></u>	<u><u>345,584</u></u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法 Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱 309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド (Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands) に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBSグループAGの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「I A S B」という）が公表する I F R S 会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

I F R S の会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル（「U S D」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂された I F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂 I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S B は I A S 第1号財務諸表の提示に置き換わる I F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効のIFRS会計基準(続き)

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表(PFS)および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、IAS第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - IAS第21号の改正

2023年8月、IASBは、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、IAS第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3. 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
  - ) 会社を支配している、または共同支配している。
  - ) 会社に重要な影響を与える。
  - ) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

または

b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ) 一方の事業体が、他方の事業体(または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社)の関連会社または合併企業である。
- ) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ) (a)( )に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体(またはその親会社)の経営幹部の一員である。および
- ) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

( )分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産(「FVPL」)

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

( ) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

( ) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

( ) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

( ) 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益:		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	62,322	60,009

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収入金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株 (2023年：735,000株) 普通株式		
1株につき1米ドル (2023年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 9 . 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

## 関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対するノに支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

( a ) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

( b ) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス（香港）リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

## 関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

( c ) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されていない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産(適切な場合には割引前のベースで)の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方にに基づいている。

	要求払い 米ドル	3カ月末 満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>

	要求払い 米ドル	3カ月末 満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)  
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)  
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)  
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)  
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド  
(適格機関投資家限定)  
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)  
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)  
米国・地方公共事業債ファンド  
東京海上CATボンド・ファンド\*  
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
マイスターズ・コレクション  
PIMCO 短期インカム戦略ファンド  
ピムコ ショート・ターム ストラテジー  
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド  
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
豪ドル建て短期債券ファンド  
インサイト・アルファ  
USダイナミック・グロース  
プレミアム・キャリア戦略ファンド  
BSMDグローバル・アドバンテージ  
ダイワ・Wil3号 ベンチャーキャピタル・ファンド  
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド  
グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド  
\* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
<b>REVENUE</b>			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
<b>EXPENSES</b>			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
<b>TOTAL EXPENSES</b>		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
<b>PROFIT BEFORE TAX</b>		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
<b>PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR</b>		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
<b>ASSETS</b>			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	1,955,991	2,249,019
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		4,339	6,436
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
<b>EQUITY</b>			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>

  
\_\_\_\_\_  
Nicolas Henri Jean Papavoine  
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		<u>(62,436)</u>	<u>(60,034)</u>
		53,478	69,894
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		<u>(428,396)</u>	<u>428,396</u>
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		<u>(355,464)</u>	<u>204,952</u>
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
<b>NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR</b>			
		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
<b>ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

## 2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

## 2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

## 2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

**IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements***

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

**Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21**

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person,
- i) has control or joint control over the Company;
  - ii) has significant influence over the Company; or
  - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
- i) the entity and the Company are members of the same group;
  - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
  - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
  - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
  - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
  - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
  - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
  - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

**Financial assets**

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)(i) **Classification** (continued)**Financial liabilities**Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

**(iv) Subsequent measurement (continued)**

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

**(v) Derecognition**

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

## (a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

## 4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

## 5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

## 7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

## 8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

**Outstanding balances with related parties**

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

**Transactions with related parties**

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

## (a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

*Foreign currency risk*

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

*Interest rate risk*

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

## (b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

## (c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

*Financial liabilities*

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

*Financial assets*

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)  
 Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US Municipal Bond Fund  
 Tokio Marine CAT Bond Fund\*  
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Meister's Collection  
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund  
 PIMCO Short Term Strategy  
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund  
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund  
 AUD Short Term Bond Fund  
 Insight Alpha  
 US Dynamic Growth  
 Premium Carry Strategy Fund  
 BSMD Global Advantage  
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund  
 Japan Equity Premium Strategy Fund  
 Global Select Carry Strategy Fund

\* The funds were terminated during 2024.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

## 12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

**( 2 ) 【損益の状況】**

管理会社の損益の状況については、「( 1 ) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

## 独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

## 意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

## 財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

## 独立監査人の報告書(続き)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング  
公認会計士  
香港  
2025年5月21日

**Independent auditor's report**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Opinion**

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Responsibilities of the directors for the financial statements**

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)**

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young  
Certified Public Accountants  
Hong Kong  
21 May 2025

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。